

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	(地域医療課) 44
○平成28年北海道准看護師試験の実施……………	(医務薬務課) 44
○道営土地改良事業変更計画の決定……………	(農業施設管理課) 46
○道営土地改良事業の工事の完了……………	(農業施設管理課) 46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………	(治山課) 46
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………	(治山課) 47
○森林法による通知に代える公示……………	(治山課) 47
○海岸保全区域の指定の一部改正……………	(維持管理防災課) 47
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件) ……	48
道立北見病院告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	49
道立羽幌病院告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	50
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る資格の公示……………	50
○特定調達契約に係る入札の公告……………	51

告 示

北海道告示第703号
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成27年10月27日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称及び数量
ホールボディカウンタ 一式

2 落札を決定した日
平成27年10月13日

3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 富士電機株式会社
(2) 住 所 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

4 落札金額
36,504,000円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成27年9月1日付け北海道告示第587号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第704号
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、平成28年准看護師試験を次のとおり実施する。
平成27年10月27日
北海道知事 高 橋 はるみ

1 試 験 会 場
(1) 北海道第2水産ビル 札幌市中央区北3条西7丁目1番地
(2) 北海道渡島総合振興局合同庁舎 函館市美原4丁目6番16号
(3) 苫小牧市文化交流センター 苫小牧市本町1丁目6番1号
(4) 北海道上川総合振興局合同庁舎 旭川市永山6条19丁目1番1号
(5) 北海道オホーツク総合振興局保健環境部 北見市青葉町6番6号
北見地域保健室(北海道北見保健所)
(6) 北海道十勝総合振興局合同庁舎 帯広市東3条南3丁目1番地

2 試 験 の 期 日
平成28年2月10日(水)午後1時から午後3時30分まで(2時間30分)

3 試 験 科 目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受 験 資 格
(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成28年3月31日までに修業見込みの者を含む。)

- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成28年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成28年3月31日までに修業見込みの者を含む。）
- (4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成28年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)若しくは(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- 5 受験願書等の提出先及び提出期間
- (1) 提出先
- ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所地がある者については、最寄りの総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室
- イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に住所地がある者については、その市の保健所
- ウ 道外に住所地がある者については、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251 又は（代表）011-231-4111 内線 25-362）
- (2) 提出期間
- 平成27年11月30日（月）から同年12月4日（金）まで（各提出先の就業時間中）とする。ただし、郵便による場合は、同月4日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。
- 6 提出書類
- 次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。
- (1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書
- (2) 4の(5)に該当する者にあつては、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定（見込）書の写し（原本を提示すること。）
- この場合、看護師国家試験資格認定見込書の写しを提出した者にあつては、平成28年3月4日（金）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課へ看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本を提示すること。）を提出すること。 1通
- (3) 4の(6)に該当する者にあつては、知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し 1通
- (4) 写真
- 提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートル

- ルの写真を受験願書の所定欄に貼り付けること。
- 7 受験手数料
- 6,900円
- なお、受講手数料は北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。ただし、道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。
- 8 受験票の交付
- 受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。
- 9 合格の発表
- (1) 発表日時 平成28年3月14日（月）午後1時
- (2) 閲覧場所 北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課、各総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室並びに小樽市保健所
- 10 合格証書の交付
- 合格者には、合格証書を交付（郵送）する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成28年3月7日（月）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課へ修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業証明書等」という。）を提出すること。
- なお、平成28年3月7日（月）までに卒業証明書等を提出することができない者については、同月31日（木）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課へ卒業証明書等を提出すること。
- また、平成28年3月31日（木）までに卒業証明書等の提出がない場合は、当該受験は無効とする。
- また、郵便による場合は、平成28年3月31日（木）までの通信日付印のあるものを有効とする。
- 11 試験結果の口頭開示
- 受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。
- (1) 開示する内容 総合得点
- (2) 開示を行う期間 平成28年3月14日（月）から同年4月8日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- (3) 開示を行う場所 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナー

- (4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
- (5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。
- 12 受験者の取扱い
- (1) 受験者は原則として道内に住所地がある者とする。
- (2) 道外に住所地がある者で、受験を希望する場合は、あらかじめ電話で北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課に申し込むこと。
- (3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望に添えない場合がある。
また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合は、道内の准看護師学校養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び道内在住者を優先する。
- 13 その他
- (1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課並びに道内の最寄りの総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室において配布する。
- (2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の郵便切手（1部の場合）を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課又は道内の最寄りの総合振興局若しくは振興局の保健環境部保健行政室若しくは地域保健室に請求すること。
- (3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成27年11月27日（金）までに北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課まで申し出ること。
- (4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部地域医療推進局医務業務課のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/index.htm>）に掲載する。

北海道告示第705号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（北竜北地区（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成27年10月28日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第706号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195

号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成27年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ			
地 区 名	事 業	種 類	完了年月日
明 新	畑地帯総合整備 [担い手支援型]	(農業用排水施設、区画整理、暗渠排水)	平成26.12.10
同	同	(土層改良)	同 21.11.27
川 西 西	同	(区画整理、土層改良)	同 25. 2.27
同	同	(暗渠排水)	同 26.12.15
同	同	(農業用排水施設)	同 24. 6.29
新 得	同		同 23. 9.28
同	同	(農業用道路)	同 26.10.20
同	同	(区画整理)	同 26.12. 9
同	同	(暗渠排水、土層改良)	同 25.12.19
士幌西部南	同	(区画整理、暗渠排水、土層改良、農用地造成)	同 26.11.27
上 士 幌 西	草地整備 [公共牧場中核型]	(区画整理)	同 26. 9.30
忠 類	草地整備 [担い手中核型]	(区画整理)	同 26.10.29
幕 別	畜産担い手育成総合整備 [担い手支援型]	(区画整理)	同 26.10.23
同	同	(暗渠排水)	同 23.12. 7
同	同	(農地保全)	同 25.10.29

北海道告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林 深川市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び深川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 厚岸郡浜中町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに石狩市役所及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第709号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成27年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 通知の内容 平成27年農林水産省告示第1983号
- (2) 所在が不分明な者 阿部 繁正
- (3) 掲示場所 八雲町役場
- 2 (1) 通知の内容 平成27年農林水産省告示第2230号
- (2) 所在が不分明な者 星野 隆司
- (3) 掲示場所 深川市役所

北海道告示第710号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成27年10月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

9 日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の(3)浦河海岸の浦河町の項海岸保全区域の欄中3の事項を次のように改める。

3 基点①から国有海浜地境界沿いに基点②まで引いた線、基点②から基点⑨までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点①を結ぶ線、補点①から補点⑧までの各点を順次に結ぶ線及び基点⑨と補点⑧を結ぶ線によって囲まれた区域

基点① 三級基準点H25-3-4（世界測地系座標X=-200,746.541、Y=36,421.786）から方向角283度56分08秒の方向654.783メートルの地点 基点② 三級基準点H25-3-4（世界測地系座標X=-200,746.541、Y=36,421.786）から方向角152度33分43秒の方向36.218メートルの地点 基点③ 基点②から方向角22度11分00秒の方向13.089メートルの地点 基点④ 基点③から方向角112度10分56秒の方向54.276メートルの地点 基点⑤ 基点④から方向角103度51分42秒の方向54.228メートルの地点 基点⑥ 基点⑤から方向角193度51分40秒の方向20.950メートルの地点 基点⑦ 基点⑥から方向角112度04分31秒の方向184.929メートルの地点 基点⑧ 基点⑦から方向角129度22分43秒の方向178.002メートルの地点 基点⑨ 基点⑧から方向角140度17分53秒の方向245.617メートルの地点 補点① 基点①から方向角201度08分16秒の方向65.250メートルの地点 補点② 補点①から方向角180度00分00秒の方向120.000メートルの地点 補点③ 補点②から方向角93度25分52秒の方向258.965メートルの地点 補点④ 補点③から方向角102度32分37秒の方向316.003メートルの地点 補点⑤ 補点④から方向角109度49分05秒の方向327.410メートルの地点 補点⑥ 補点⑤から方向角133度56分03秒の方向194.054メートルの地点 補点⑦ 補点⑥から方向角141度46分04秒の方向229.290メートルの地点 補点⑧ 補点⑦から方向角45度00分00秒の方向69.999メートルの地点	イ 住 所 旭川市宮下通15丁目1201-1 4 落札金額 (1) 56円 (2) 55円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年8月25日付け北海道上川総合振興局告示第109号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
総合振興局告示及び振興局告示	北海道十勝総合振興局告示第101号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年10月27日 北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文 1 落札に係る物品等の名称及び数量 小型除雪車（1.5m／800t級） 1台 2 落札を決定した日 平成27年10月16日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社日本除雪機製作所 (2) 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号 4 落札金額 17,496,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年9月4日付け北海道十勝総合振興局告示第84号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道上川総合振興局告示第132号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年10月27日 北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油（富良野地区） 10,600リットル (2) A重油（士別地区） 14,500リットル 2 落札を決定した日 平成27年10月6日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 株式会社亀屋齊藤商店 イ 住 所 富良野市日の出町6番2号 (2)ア 氏 名 北海丸油株式会社	道立北見病院告示

北海道立北見病院告示第148号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年10月27日

北海道立北見病院長 一 色 学

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

周術期患者情報システム 一式

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成28年3月31日

(4) 納入場所 北海道立北見病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入（医療機器類）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 医療機器販売業の届出等をしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品について、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年10月27日から同年11月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号

北海道立北見病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約事項を示す場所

北海道立北見病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院会議室（送付による場合は、郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号 北海道立北見病院庶務課）

(2) 入札日時 平成27年12月8日（火）午前11時（送付による場合は、同月7日（月）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道立北見病院のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kmb/>）において、ダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道立北見病院庶務課

(2) 所在地 郵便番号 090-0058 北見市高栄西町1丁目1番2号

(3) 電 話 番 号 0157-24-6261 内線 227 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Total management for perioperative care system 1 set B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., December 8, 2015 (If mailed, bids must arrive no later than December 7, 2015) C Contact : Hokkaido kitami hospital General affairs section, Koueinishi-machi 1-chome 1-2, Kitami, Hokkaido 090-0058 Japan Phone : 0157-24-6261	北海道教育庁胆振教育局告示第43号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 平成27年10月27日 北海道教育庁胆振教育局長 三 浦 正 博 1 資格及び調達をする物品等の種類 平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成27年10月27日に一般競争入札の公告を行う胆振管内道立学校で使用する電力の需給契約 (2) 資 格 電力の需給契約入札参加資格（以下「資格」という。） (3) 物 品 等 の 種 類 電力 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項に規定する一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業の届出を行っている者 (2) 1の(1)に定める契約の開始日から送電をすることが可能である者 3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年10月27日（火）から同年11月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。 なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/）においてダウンロードすることができる。 (3) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
道 立 羽 幌 病 院 告 示	
北海道立羽幌病院告示第32号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成27年10月27日 北海道立羽幌病院長 貞 本 晃 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 磁気共鳴画像診断装置 一式 2 落札を決定した日 平成27年6月25日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エム・イー器械 (2) 住 所 旭川市神居3条12丁目1番6号 4 落札金額 118,584,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成27年5月15日付け北海道立羽幌病院告示第25号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立羽幌病院庶務課 (2) 所在地 苫前郡羽幌町栄町110番地	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからエ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

5 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
(3) 電 話 番 号 0143-24-9889

北海道教育庁胆振教育局告示第44号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年10月27日

北海道教育庁胆振教育局長 三 浦 正 博

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

胆振管内道立学校で使用する電力

ア 基本料金（契約電力1キロワット当たりの単価）

22校 合計1,704キロワット

イ 電力量料金（使用電力量1キロワット時当たりの単価）

22校 合計3,793,997キロワット時

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道教育庁胆振教育局告示第43号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室）

- (2) 入 札 日 時 平成27年12月9日（水）午後2時（送付による場合は、同月8日（火）午後5時までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk/>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

- (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた価格（単価）を記載すること。

- (2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

イ 所 在 地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

ウ 電 話 番 号 0143-24-9889

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Iburi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,704 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 3,793,997 kwh

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., December 9, 2015

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 8, 2015)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau
of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran,
Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9889
